

草津市勤労者福祉基本方針（改訂案）
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- 1 実施期間 令和2年3月9日（月）から令和2年4月8日（水）まで
- 2 意見者数 6人
- 3 意見総数 7件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）
- 4 意見の反映件数 1件

周知方法

広報媒体	実績
改訂案の配架	配架場所 ・ 商工観光労政課 ・ 情報公開室 ・ 草津市立図書館 ・ 南草津図書館 ・ 草津市立市民交流プラザ
資料送付	送付数： 3件（団体3件）
個別説明	説明数： 0件
市ホームページ	アクセス数： 100件（4月9日確認）
広報紙	3月 1日号
資料提供	3月 5日付け
その他（市フェイスブック）	3月10日付け

概要版掲示施設

- 【必須施設】・各地域まちづくりセンター（14箇所）
 ・草津市立図書館
 ・アーバンデザインセンターびわこ・くさつ
 ・各隣保館（4箇所）
 ・南草津図書館
 ・人権センター

結果公表の日時

- (1) 公表日時 【ホームページ】 5月中旬
【広報紙】 6月1日号

(2) 公表方法

ホームページ、広報紙、結果の配架（商工観光労政課、情報公開室、草津市立図書館、南草津図書館、草津市立市民交流プラザ）

提出された意見と市の考え方

No	意見（ページ数）	市の考え方
1	<p>【6 ページ】</p> <p>③生涯学習活動の推進の取組部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回分から削除されている。 ・ 図書館などの社会教育施設の整備や機能の充実はしてほしい。 	<p>図書館などの社会教育施設の機能の充実につきましては、勤労者が生きがいのある生活を送るために学び続けることが大切であると考えていることから、6 ページに記載の「生涯学習活動の推進としての学習機会の充実」に含有しているものと考えています。</p>
2	<p>【11 ページ】</p> <p>③多様な働き方が尊重される環境づくりの普及促進の部分、副業・兼業の普及促進に努めますの部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーワークにならないような部分などの事柄の周知も含めたほうが良いと思う。 	<p>テレワークや副業・兼業の普及により、長時間労働につながる懸念もあることから、「勤労者自身の労働時間・健康管理等に留意しながら」を追記します。</p>
3 ↳ 7	<p>改訂案を御覧いただいた結果、「特に異論なし」との意見を提出いただいております。</p>	<p>御覧いただきありがとうございます。勤労者福祉の向上を図るため、基本方針に基づき取り組んでまいります。</p>